

(1)正社員転換等について				
①不本意非正規雇用労働者の正社員転換等				
番号	項目	目標	プラン策定時	平成28年度実績
1	ハローワークによる正社員就職・正社員転換数	42,815人(28-32年度累計値)	7,996人	8,304人
2	ハローワークにおける正社員求人数	156,975人(28-32年度累計値)	30,629人	34,793人
②対象者別の正社員転換等 ア)若者等に係る取組				
番号	項目	目標	プラン策定時	平成28年度実績
1	ユースエール認定企業の数	8社(28-32年度累計値)	-	4社
2	学卒ジョブサポータの支援による正社員就職件数	8,000件(28-32年度累計値)	1,884件	1,663件
3	ハローワーク紹介の正規雇用フリーター等就職件数	13,000件(28-32年度累計値)	2,919件	2,793件
4	ジョブ・カードを活用した有期実習型訓練の正社員就職率	80%	64.2%	79.5%
②対象者別の正社員転換等 イ)派遣労働者に係る取組				
番号	項目	目標	プラン策定時	平成27年度実績
1	紹介予定派遣の増加	全事業所数の10%	7.2%	7.2%
②対象者別の正社員転換等 ウ)有期契約労働者に係る取組				
番号	項目	目標	プラン策定時	平成28年度実績
1	キャリアアップ助成金を活用して有期契約から正規雇用等に転換した労働者の数	1,400人(28-32年度累計値)	167人	940人
②対象者別の正社員転換等 エ)短時間労働者に係る取組				
番号	項目	目標	プラン策定時	平成28年度実績
1	パートタイム労働法第13条正社員転換制度の履行確保及び事例の提供を目的とした事業所訪問の件数	年間100件	116件	121件
②対象者別の正社員転換等 オ)「多様な正社員」の推進				
番号	項目	目標	プラン策定時	平成28年度実績
1	短時間（勤務時間限定）正社員制度の周知等により制度の普及・啓発を実施する事業所の件数	年間100件	116件	121件
(2)待遇改善について				
番号	項目	目標	プラン策定時	平成28年度実績
1	ユースエール認定企業の数【再掲】	8社(28-32年度累計値)	-	4社
2	パートタイム労働者の「均衡・均等」という考え方を事業主に浸透・定着させることを目的とした事業所訪問の件数	年間100件	116件	121件
3	非正規雇用労働者の正社員化に係る事業主向け雇用管理セミナーの開催回数	50回以上(28-32年度累計値)	12回	19回

(1)正社員転換等について			
①不本意非正規雇用労働者の正社員転換等			
番号	取組	取組内容	現時点までの実績
1	ハローワークにおける正社員就職の実現	ハローワークにおいて、正社員求人者を積極的に確保するほか、正社員就職に向けた担当者制による支援やマッチング強化に取り組む。また、団塊ジュニア世代を対象とする相談窓口を設置する等、利用者それぞれの状況に対応したきめ細かな就職支援を行う【平成28-32年度にかけて継続的に実施】。	○ハローワークにおいて、正社員就職の促進のため、正社員求人者の確保や正社員求人限定のミニ面接会の開催、求職者担当者制支援による非正規雇用から正規雇用の転換支援を積極的に行った。 ・28年度 正社員求人人数 34,793人 正社員就職件数 7,364件
2	キャリアアップ助成金の活用促進	キャリアアップ助成金により派遣労働者等の正社員転換、「多様な正社員」の導入、非正規雇用労働者の人材育成の促進等を行う。また、活用が進むようあらゆる機会を利用して制度の周知等を積極的に行う【平成28-32年度にかけて継続的に実施】。	○リフレットを労働局及び公共職業安定所に配置するとともに、労働局のホームページに掲載して周知・広報を行い、当該助成金の活用による非正規労働者の正社員転換を促進した。 ・28年度支給実績 1,016件（前年比200.6%増） うち正規転換コース 757件（同262.2%増）、人材育成コース 233件（同100.8%増） ・29年6月末現在支給実績 71件（同7.6%増） うち正規転換コース 53件（同増減なし）、人材育成コース 15件（同増減なし）
3	業界団体等への要請	福井労働局の幹部職員が、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善の取組について経済団体や業界団体に要請するとともに、ハローワークにおいても所長等の幹部職員が、業界団体や事業所を訪問し取組を働きかけていく【平成28-32年度にかけて継続的に実施】。	○非正規雇用労働者の正社員転換及び待遇改善については、平成28年6月15日福井商工会議所において、福井労働局長から福井県経営者協会会長に対し、当該取組の説明及び要請を行った。（平成29年度においては、6月15日に実施した。） ○ハローワークにおいては、所長自らが製造業や小売業の5事業所を訪問し、当該取組の説明及び要請を行った。
4	公的職業訓練等の実施	就業経験等に応じた公的職業訓練や地域のニーズに応じた成長分野で求められる人材育成の推進に取り組んでいく【平成28-32年度にかけて継続的に実施】。	○ハローワークにおいて、スキルアップセミナーを定期的に開催する他、人手不足感のある介護職への理解を深めてもらうため「お試し介護体験」を実施し、介護訓練への誘導を図った。
②対象者別の正社員転換等			
ア)若者等に係る取組			
番号	取組	取組内容	現時点までの実績
1	若者雇用促進法の円滑な施行	青少年の雇用の促進等に関する法律（以下「若者雇用促進法」という。）に基づき、①新卒者の募集を行う企業の職場情報の提供の仕組み、②ハローワークにおける一定の労働関係法令違反に係る求人者の求人不受理、③若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業についての厚生労働大臣の認定（コースエール認定）制度等を着実に実施する。また、職業紹介事業者や募集情報提供事業者は全ての職場情報を提供するよう働きかけが望ましいこと等を定めた若者雇用促進法に基づく事業主指針の周知徹底を行うなど、職業紹介事業者等による取組を促していく【平成28-32年度にかけて継続的に実施】。	○若者の雇用管理の状況が優良な中小企業の認定制度（コースエール認定制度）や、一定の労働関係法令違反の求人者について新卒者の求人申込を受理しないこと、新卒者の求人申込を行う事業主に対し青少年雇用情報の提供を指導することなどについて、福井県や県内主要経済団体、学校等に対してリフレットを送付し制度趣旨の理解を求めるとともに、学卒求人者を出す事業主が参加する各種会議等においても説明を行った。
2	新卒者等の正社員就職の実現	福井新卒応援ハローワークをはじめとする県内ハローワークに学卒ジョブサポーターを配置し、学校等と協力して、在学段階から就職に向けたセミナー、職場見学・体験等を通じ、就職への意欲喚起・維持を含めた新規学卒者等の正社員就職に向けた支援（未定着者への集中的な支援も含む。）を行うとともに、若者の安定した就職の実現に向けて、既卒者や中退者といった新卒者以外の若者の正社員就職を支援するため、既卒3年以内の若者や中退者を対象とした助成金制度を活用し、新規学卒卒での応募機会の拡大及び採用・定着を図る【平成28-30年度にかけて集中的に実施】。	○ジョブサポーターが定期的に高校・大学等訪問し、学校との連携・情報交換を行うとともに、学校の要望に応じた出張相談やセミナー等を実施し、就職支援体制を構築した。また、大学等卒業予定者等を対象とした合同就職面接会や、高校卒業予定者とその保護者を対象とした求人企業説明会を開催し、就職支援を行った。 ・28年度 正社員就職者数 1,663件
3	フリーター等に対する支援	いわゆるフリーター等（35歳以上45歳未満の不安定就労者も含む。）の正社員転換を促進するため、引き続き、県内のハローワークにおいて担当者制によるきめ細やかな職業相談・職業紹介、フリーター等の職業意識の啓発を行うとともに、ハローワーク（わかもの支援コーナー・わかもの支援窓口）の利用の周知強化、夜間や土日でも相談を行えるよう電話・メールによる相談事業（委託事業）、職業訓練への誘導・あせんの強化等を行う。また、トライアル雇用奨励金の活用によるフリーター等の正社員就職を実現する【平成28-32年度にかけて継続的に実施（電話・メール相談事業は平成28年度から実施）】。	○担当者制による個別相談・助言指導、求人確保、職業紹介、職場定着からなる支援メニューを組合せ、個々の求職者の希望や課題を踏まえた就職支援を行った。 ・28年度 就職件数 2,793人（トライアル雇用開始者を除く）
4	ひとり親家庭の親に対する支援	経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭について自立を促進するため、「出張ハローワーク！ひとり親全力サポートキャンペーン」として、児童扶養手当の現況届けを提出する8月に地方自治体の協力を得て臨時窓口を設置し、窓口への誘導等を強化する。また、試用雇用から長期雇用につながる道を広げるため、併用が可能となったトライアル雇用奨励金と特定求職者雇用開発助成金、あるいはキャリアアップ助成金について、引き続き活用を促進する等の取組を行う。このほか、託児サービス支援付き訓練コース等の創設による職業能力開発施策の推進に取り組む【平成28-32年度にかけて継続的に実施】。	○現況届を提出する8月に、全ハローワーク管轄の地方自治体8市において臨時窓口を設置（福井市は常設窓口）、「出張ハローワーク！ひとり親全力サポートキャンペーン」を実施した。さらに、うち2市については、労働局長自らが赴き視察を行うとともに必要な指示を行った。 ○「福井県生活保護担当課長・査察指導員会議」をはじめとする各会議において、トライアル雇用奨励金や特定求職者雇用開発助成金の説明を行い活用促進を図った。 ○子育て中の女性でも訓練が受講できるよう、託児サービスを付帯し一日の訓練時間を短縮した「リカレント教育訓練」を平成29年度内に開始することし、ホリテセンター、受託事業者と協議を進めている。
5	若者の職業能力開発の推進	若者の職業能力開発を支援するため、高卒者等を対象として、職業に必要な高度で専門的かつ応用的な技能・知識を習得させるための長期間の訓練課程の訓練等を実施するとともに、ジョブ・カードを活用した雇用型訓練（雇用した従業員を対象とした、企業内での実習（OJT）と教育訓練機関等の座学等（Off-JT）を組み合わせた実践的訓練）を推進する【平成28年-32年度にかけて継続的に実施】。	○平成28年度においては自動車整備科をはじめ5つの長期訓練コースに15名の高卒者等が入校し、国家資格等を取得することにより75.9%が就職に至っていた。（就職率は当該年度で修了する訓練コースで算出） ○ジョブ・カードを活用した就職訓練では、平成28年度において249人が受講し198人が正社員化しており、就職率79.5%となった。 また、平成29年度においても、6月末現在で就職率81.8%となっている。
6	地方就職の促進と地方の良質な雇用機会とのマッチングの強化	若者等のニーズに応じて、福井県への就職が選択肢の一つとして位置づけられるよう、雇用対策協定を締結した福井県等と連携して地方就職希望者を掘り起こすとともに、職業紹介に加え、移住に関する支援制度や生活情報等地方就職に役立つ情報提供を含みきめ細かな支援を行い、ハローワークの全国ネットワークを活用したマッチングを図る【平成28-32年度にかけて継続的に実施】。	○若者等の福井県への就職を促進するため、雇用対策協定を締結した自治体との連携のもと、平成28年8月には「福井ふるさと就職応援フェア」（参加事業所：110社、求職者：307人）、平成29年1月には「福井県企業説明・就職面接会」（参加事業所：80社、求職者：382人）及び雇用環境・均等主権の「改正育児介護休業法・均等法説明会」（参加事業所数237事業所）の中で、当該制度の周知・啓発を行った。 ○さらに、経過措置により改正前の法律が適用されている、いわゆる専門26業務で働く派遣労働者についても、不安定な雇用に陥ることのないよう、福井労働局に設置した特別相談窓口において派遣労働者からの相談対応を行う。 ○さらに労働契約申込みみなし制度」を円滑に施行し、派遣労働者の雇用の安定を確保しつつ違法派遣を是正することにより、労働者保護を図る【平成28-32年度にかけて継続的に実施】。
②対象者別の正社員転換等			
イ)派遣労働者に係る取組			
番号	取組	取組内容	現時点までの実績
1	改正労働者派遣法の円滑な施行	平成27年改正労働者派遣法の円滑な施行に取り組む。その際、雇用安定措置の実施に当たっては、労働者派遣事業の許可の取消しも含めた厳正な指導により3年見込みの派遣労働者に係る義務の履行を確保するだけでなく、1年以上の雇用契約を結んだ派遣労働者に係る努力義務についても周知徹底し、適正な運用を促す。 また、経過措置により改正前の法律が適用されている、いわゆる専門26業務で働く派遣労働者についても、不安定な雇用に陥ることのないよう、福井労働局に設置した特別相談窓口において派遣労働者からの相談対応を行う。 さらに労働契約申込みみなし制度」を円滑に施行し、派遣労働者の雇用の安定を確保しつつ違法派遣を是正することにより、労働者保護を図る【平成28-32年度にかけて継続的に実施】。	○平成27年改正労働者派遣法において新たに義務付けられたキャリア形成支援制度や募集情報の提供した。 ○また、平成27年10月1日から施行された「労働契約申込みみなし制度」について、「派遣元責任者説明会」（平成28年5月30日、31日）を開催。参加事業所数197事業所）及び雇用環境・均等主権の「改正育児介護休業法・均等法説明会」（参加事業所数237事業所）の中で、当該制度の周知・啓発を行った。 ○さらに、経過措置により改正前の法律が適用されている、いわゆる専門26業務で働く派遣労働者についても、不安定な雇用に陥ることのないよう、特別相談窓口を平成27年9月30日から設置し、相談対応を行っている。
2	その他	手続の簡素化による紹介予定派遣の活用を推進し、派遣先が派遣労働者を正社員として雇う場合のキャリアアップ助成金の活用促進等を行う。 また、派遣期間終了後に派遣先が派遣労働者を直接雇用する場合の紛争防止措置（派遣先が事前に派遣元に通知することや、職業紹介により紹介手数料を支払うこと等）を派遣契約において定める義務について、周知・啓発を行う。 さらに、経過措置期間中の派遣労働者に係る改正前の「労働契約申込み義務制度」の適切な適用に向けた指導を行う【平成28-32年度にかけて継続的に実施】。	○紹介予定派遣の推進や紛争防止措置、また労働契約申込みみなし制度について、派遣元・派遣先への定期指導時に周知・啓発または履行確認を行った。 ○キャリアアップ助成金についても、定期指導時に、必要に応じてリフレットを手渡す等により活用促進を図った。

②対象者別の正社員転換等 ウ)有期契約労働者に係る取組			
番号	取組	取組内容	現時点までの実績
1	無期労働契約への転換ルールの周知等	無期労働契約への転換ルールについて、福井労働局・労働基準監督署・ハローワークの窓口における周知、福井労働局HPに掲載するほか、セミナー等の様々な機会をとおしてルールの解説を行うことにより、実際に制度が適用される平成30年4月1日までの間に集中的に制度の周知を図る。	○労働局HPに掲載したほか、セミナー等において説明を行った。地方自治体及び求人誌等に広報依頼を行い周知を図った。また、周知キャンペーン期間中である平成29年9月、経営者団体及び福井県に対して周知啓発に係る協力要請を行った。
2	雇止め法理の周知等	雇止め法理について、セミナー等を通じて、周知徹底を図る【平成28年度以降も継続的に実施予定】。	○セミナー等における説明のほか、無期転換ルールと併せて地方自治体及び求人誌等に広報依頼を行い、周知徹底を図った。
3	高齢の有期契約労働者の無期転換の促進	高齢の有期契約労働者については、高齢者雇用安定法に基づく高齢者雇用確保措置の対象とならないため、高齢者雇用安定助成金を拡充し、これらの者を無期雇用へ転換させ、65歳までの雇用機会の確保を図る事業主に対する助成措置を行う【平成28-32年度にかけて継続的に実施】。	○「高齢者雇用安定助成金（高齢者無期雇用転換コース）」について、当該助成金のリーフレットを労働局及び公共職業安定所に配置するなどして、事業主等に対して周知を行った。 ○なお、「高齢者雇用安定助成金」については、平成29年4月から「65歳超雇用推進助成金」に統合された。
4	キャリアアップ助成金の活用促進	キャリアアップ助成金により有期契約労働者の正規雇用等への転換について活用促進を図る【平成28-32年度にかけて継続的に実施】。	○派遣労働者など非正規雇用労働者の正社員転換や人材育成の促進など取組を行う事業主に対して、キャリアアップ助成金の支給を行った。 ・28年度支給実績 1,016件（前年比200.6%増）うち正規転換コース 757件（同262.2%増） ・29年6月末現在支給実績 71件（同7.6%増）うち正規転換コース 53件（同増減なし）
②対象者別の正社員転換等 エ)短時間労働者に係る取組			
番号	取組	取組内容	現時点までの実績
1	正社員転換推進措置の好事例の周知等	パートタイム労働法の正社員転換措置規程に基づく指導、好事例の周知啓発を図る【平成28-32年度にかけて継続的に実施】。	○パートタイム労働法に基づく報告徴収を行った。正社員転換措置が未整備の事業所に対し指導を行った。「パートタイム労働者活用推進企業表彰」を受賞した企業の事例集を送付し、周知啓発を図った。 ・報告徴収件数 28年度 121社 29年8月末現在 40件
③「多様な正社員」の推進			
番号	取組	取組内容	現時点までの実績
1	多様な正社員に係る「雇用管理上の留意事項」等の周知	企業における多様な正社員の円滑な導入に向け、雇用管理上の留意事項や導入企業の好事例について、セミナー等を通じて周知徹底を図る。	○働き方改革関係の説明を行う際に、多様な正社員制度の説明や本省作成パンフレットを配布する等により周知を行った。非正規雇用労働者待遇改善支援センターに本省作成パンフレットを活用した周知を依頼した。
2	短時間正社員制度導入支援マニュアルの普及等	短時間正社員制度導入支援マニュアルの普及等により、制度導入企業事例の紹介、「短時間正社員制度」の普及促進を図る【平成28-32年度にかけて継続的に実施】。	○働き方改革関係の説明を行う際に、短時間正社員制度の説明や本省作成パンフレットを配布する等により周知を行った。非正規雇用労働者待遇改善支援センターに本省作成パンフレットを活用した周知を依頼した。
3	キャリアアップ助成金の活用促進	キャリアアップ助成金のメニューを活用することで、各事業所においてそれぞれの労働者がキャリアアップしていく中で、「多様な正社員」という選択肢をとることができる環境整備が行われるよう、助成金の活用促進を図る【平成28-32年度にかけて継続的に実施】。	○毎年6月に年金事務所が県内6会場で開催している「平成28年度 社会保険事務(算定基礎届)説明会」に出席し、参加者計1951人に対して、キャリアアップ助成金制度を活用した非正規労働者に対する「多様な正社員」等への転換など環境整備が行われるよう説明を行った。（平成29年度においては、計962人参加。）
(2)待遇改善について			
①非正規雇用労働者共通の待遇改善			
番号	取組	取組内容	現時点までの実績
1	パートタイム労働者の「均等・均衡待遇」について	パートタイム労働法の均等・均衡待遇や差別禁止規定に基づき、指導、周知・啓発を図り、適正な待遇を確保していく。	○パートタイム労働法に基づく報告徴収を行った。均等・均衡措置が図られていない事業所に対し指導を行った。「パートタイム労働者活用推進企業表彰」を受賞した企業の事例集を事業主に送付し、周知啓発を図った。 ・報告徴収件数 28年度 121社 29年8月末現在 40件
2	最低賃金、賃金の引上げについて	最低賃金の引上げに向けて、中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための支援や、取引条件の改善等を図ることを踏まえ、福井地方最低賃金審議会において政府方針、経済動向、地域の実情などを十分に踏まえた審議が行われるよう、事務局としての審議会運営に努める。専門家派遣・相談等支援事業（福井県最低賃金総合相談センター）を委託事業として実施するほか、事業場内の最低賃金引上げを実施した場合に、労働能率増進のための設備導入等の経費の一部を助成する業務改善助成事業などについて、中小企業・小規模事業者等への周知を積極的に行い、最低賃金の引上げに向けた環境整備を図る。	○福井地方最低賃金審議会及び専門部会において、政府方針及び賃金動向について、中央審議会小委員会報告及び最低賃金基礎調査結果をはじめとした各種資料を提供するとともに、影響率・改定率などについて審議会委員に説明することにより審議が円滑に進行するよう配慮している。 ○福井県最低賃金総合相談センターにおいて、セミナーを開催したほか、監督署における集合監督の際に相談会を行い、経営改善及び労務管理に係る相談に対応した。 ○業務改善助成金について、各種説明会（11回）において説明を行い、対象事業主に活用を促した。 ・28年度支給決定件数 9件
3	待遇改善・職業能力開発の推進	キャリアアップ助成金の処遇改善コースの活用促進や、中長期的なキャリア形成を支援する教育訓練給付制度、助成金の人材育成コースの活用促進による待遇改善・職業能力開発の推進を進める【平成28-32年度にかけて継続的に実施】。	○派遣労働者など非正規雇用労働者の正社員転換や人材育成の促進など取組を行う事業主に対して、キャリアアップ助成金の支給を行った。 ・キャリアアップ助成金 支給実績 28年度 1,016件（前年比200.6%増） うち正規転換コース 757件（同262.2%増） 人材育成コース 233件（同100.8%増） 処遇改善コース 0件 29年6月末 71件（同7.6%増） うち正規転換コース 53件（同増減なし） 人材育成コース 15件（同増減なし） 処遇改善コース 3件（同増減なし） ・中長期的教育訓練給付金 支給実績 28年度 24件（前年比84.6%増） 29年6月末 3件（前年度0件）
4	育児休業・介護休業の取得推進	非正規雇用労働者が育児休業・介護休業を取得し、継続就業しやすくなるため、両立支援等助成金制度の活用を促進する。【平成28年度以降も継続的に実施予定】。	○両立支援等助成金制度について、各種説明会（11回）において説明し活用を促した。 ・支給決定件数 28年度 722件
5	妊娠・出産・育児休業等を理由とする不利益取扱い等やセクシュアルハラスメント対策の実施	職場における不利益取扱い等（セクシュアルハラスメント）や妊娠・出産・育児休業等を理由とする不利益取扱い（いわゆるマタニティハラスメント）について、迅速・厳正な行政指導を行うとともに、着実な男女雇用機会均等法等の施行と未然防止の徹底を図る【平成28-29年度にかけて集中的に実施（一部法改正が前提）】。	○平成29年1月に施行された改正育児・介護休業法の説明会を経営者協会後援により2回開催。県内各ハローワーク、労働保険事務組合連合会、労働基準協会と連携し、それぞれ主催する説明会等において改正法の説明を行った。県内各商工会議所、商工会、業界団体を通じて、傘下事業主にパンフレットの送付を行った。セカハラ、パワハラについてもあわせて説明周知を行った。
6	パワハラハラスメント等の予防・解決に向けた環境整備	行政指導等の機会をとおして、ポータルサイト「あがる職場応援団」等の利用動員を行うとともに、「パワハラハラスメント対策導入マニュアル」を用いた労使の取り組みを促進する。	○平成29年1月に施行された改正育児・介護休業法の説明会において、パワハラについてもあわせて説明周知を行った。基準協会が主催する重点施策説明会において、ポータルサイト「あがる職場応援団」等の利用動員を行った。
7	雇用管理改善による「魅力ある職場づくり」の推進	雇用管理改善につながる制度の導入・実施を通じて従業員の職場定着に取組む事業主を支援する職場定着支援助成金の活用促進について、労働局において経済団体や業界団体に向け周知するとともに、ハローワークにおいても求人受理や求人サービス等の機会を活用し周知に努め、事業主自身の主体的な雇用管理改善による「魅力ある職場づくり」を推進する【平成28-32年度にかけて継続的に実施】。	○介護及び建設の人手不足分野に対する雇用管理改善事業を通じて、福井県老人福祉施設協議会や福井県建設業協会などに対して、「職場定着支援助成金」の周知を図り、傘下企業において従業員の職場定着に取組む事業主の支援を行った。 ○ハローワークにおいては、当該雇用管理改善事業の広報リーフレットを配置するなどして、周知を図った。 ・支給実績 28年度 54件（前年比157.1%増） 71,244,448円（前年比262.2%増） 29年6月末時点 18件（前年比157.1%増） 7,628,000円（前年比31.0%減）
8	労働保険の適用の推進	労働保険未手続事業者に対する対策を引き続き推進する。	○「第8次労働保険適用促進3カ年計画」、「労働保険未手続事業一掃対策実施要領」及び「平成29年度労働保険適用促進計画」に基づき、労働保険未手続事業場の解消に取り組んでいる。 ・把握した未手続事業場数 28年度 754件 29年8月末 322件（28年8月末 404件） ・新規成立件数 28年度 568件 29年8月末 196件（28年8月末 271件）

②対象別の待遇改善			
ア)若者に係る取組			
番号	取組	取組内容	現時点までの実績
1	職業能力開発の推進【再掲】		
2	学生アルバイトの労働条件の確保に向けた取組の強化	管内の事業主団体等に対し、様々な要請の機会をとりながら学生アルバイトの労働条件の確保に係る要請を併せて実施するほか、「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーン期間において本省作成のリーフレット等を大学等や地方公共団体、関係団体への周知依頼及び大学等における出張相談を実施する。【平成28年度以降も継続的に実施予定】。	○キャンペーンについて、本省作成のリーフレットを地方公共団体及び関係団体に送付し周知依頼を行った。また、キャンペーンについて記者発表を行った結果、新聞・テレビで大きく取り上げられた。 ○労働法制の周知による大学等訪問の際に、リーフレット等を持参し周知依頼を行うとともに、学生からの相談を受けた。パートタイム労働法に基づく報告徴収の際、事業主に対して自主点検表を手交し周知啓発に努めた。
3	学生、生徒に対する労働法制の周知	労働者の関係法令の不知による問題事象の発生を未然に防止するため、学生、生徒に対する労働法制の基礎知識の付与に係る取組を進める。また、福井労働局長等の幹部職員が、講師として大学等を訪問し、前述のパンフレット等を用いながらセミナーや講義等を実施する。（要望に応じ、高校・中学等でも実施）【平成28-32年度にかけて継続的に実施】。	○労働法制の基本的知識をまとめたパンフレット「知って役立つ労働法～働くときに必要な基礎知識～」及び「これってあり？～まんがが知って役立つ労働法Q&A～」について学校関係に配布し、その活用による啓発を図った。また、労働局幹部職員が大学等を訪問し、労働法制の基礎知識について講義を行った。 ・28年度 講義等の実績 大学等 6校（延べ10回） 高校 16校（延べ25回）
4	若者雇用促進法に基づく認定制度の推進	若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を厚生労働大臣が認定（コースール認定）し、当該企業の情報発信を後押しすることなどにより、企業が求める人材の円滑な採用を支援するとともに、企業における自主的な雇用管理改善の取組を促す。【平成28-32年度にかけて継続的に実施】。	○コースール認定制度について、平成28年5月に各ノロワークに対し、管内事業主への周知・勧奨を行うよう指示した。 ・認定企業数 28年度 4社 29年8月末現在 新規2社認定
②対象別の待遇改善			
イ)派遣労働者に係る取組			
番号	取組	取組内容	現時点までの実績
1	均等・均衡待遇の推進等	平成27年改正労働者派遣法で強化された派遣労働者と派遣先の労働者の均衡待遇の確保に係る規定（均衡待遇の確保のために考慮した内容を、本人の求めに応じて説明する派遣元の義務等）の着実な施行を図り、義務違反に対しては、許可の取消しも含めて厳しく指導を行う。	○派遣労働者と派遣先の労働者の均衡待遇の確保について、「派遣元責任者説明会」（平成28年5月30日、31日に開催。参加事業所数197事業所）及び雇用均等室主催の「改正育児介護休業法・均等法説明会」（参加事業所数237事業所）の中で、当該制度の周知・啓発を行ったほか、定期指導時において履行確認を行った。
2	教育訓練、キャリアコンサルティングの実施等	平成27年改正労働者派遣法で派遣元の義務として新設されたキャリアアップを推進するための措置（派遣労働者に対する計画的な教育訓練や、希望者へのキャリアコンサルティングを実施する義務、労働者派遣事業の許可・更新要件に「キャリア形成支援制度を有すること」の追加等）の着実な施行を図る。 また、偽装請負などの違法派遣について引き続き厳正な行政指導等を行っていくとともに、平成27年改正労働者派遣法で全ての労働者派遣事業が許可制に一本化されたことを踏まえ、法違反のある派遣元に対しては、許可の取消しも含めて厳しく対処することで、派遣労働者の保護を図る【平成28-32年度にかけて継続的に実施】。	○キャリア形成支援制度については、「派遣元責任者説明会」（平成28年5月30日、31日に開催。参加事業所数197事業所）を開催し、周知・啓発を行うとともに、事業報告において実施状況の確認を行っているほか、定期指導を実施し、労働者派遣法の適正な履行について厳正に確認・指導を行った。 ○また、労働者派遣事業の許可申請の際に「キャリア形成支援制度に関する計画書」に基づき確認・指導を行った。
②対象別の待遇改善			
ウ)有期契約労働者に係る取組			
番号	取組	取組内容	現時点までの実績
1	期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止	有期労働契約であることによる不合理な労働条件を禁止する労働契約法第20条の趣旨及び規定内容について、事業主や労働者に対する周知徹底を強化するとともに、本規定に関連する判例の必要な情報収集を行っていく【平成28-32年度にかけて継続的に実施】。	○パートタイム労働法に基づく報告徴収時や「非正規雇用労働者待遇改善支援センター」における相談時を捉え、事業主等に対する周知を行った。
②対象別の待遇改善			
エ)短時間労働者に係る取組			
番号	取組	取組内容	現時点までの実績
1	パートタイム労働法の履行確保	短時間労働者の「均等・均衡待遇」という考え方を事業主に浸透・定着させることが重要であり、このため、事業主に対する指導等によりパートタイム労働法の確実な履行確保を図る。【平成28-32年度にかけて継続的に実施】。	○パートタイム労働法に基づく報告徴収を行った。法違反の事業所に対し指導を行った。 ・報告徴収件数 28年度 121社 29年8月末現在 40社
2	短時間労働者の雇用管理改善に向けた企業の自主的な取組の促進	パートタイム労働者活躍企業診断サイトを活用して、雇用管理上の課題について企業の自主的な確認を促す。	○「パートタイム労働者活用推進企業表彰」を受賞した企業の事例集を事業主に送付し、周知啓発を図った。
②対象別の待遇改善			
オ)その他			
番号	取組	取組内容	現時点までの実績
1	正社員の働き方の改善	管内の主要企業の経営トップ等に対する「働き方改革」実現に向けた取組を働きかけるとともに、「働き方・休み方改善コンサルタント」の活用による企業への個別訪問、セミナー・ワークショップの開催等により働き方改革の目的・取組方法等についての周知啓発を図る。 県内企業に対し働き方改革に取り組む企業向けポータルサイトの活用を促進するほか、労働時間等の設定の改善に取り組む中小企業に対する助成や連続休暇取得の普及に向けた周知広報を実施する。	○管内の主要企業等を局長が訪問し、経営トップ等に対し働きかけを行った。担当職員及び「働き方・休み方改善コンサルタント」による企業訪問やワークショップ等の開催により、周知啓発を図った。 ・局長による企業訪問 28年度 13社 29年8月末現在 4社 ・コンサルタント等の企業訪問：28年度 延べ152件 29年8月末現在 延べ69件 ・ワークショップ：28年度 3回（参加事業場26社） 29年8月末現在 2回（参加事業場17社） ・セミナー等での説明：28年度 22回 29年8月末現在 16回 ○助成金制度や連続休暇取得促進について、関係機関に対する広報依頼及びセミナーにおける説明等により周知広報を図った。